

香取市公告第97号

漂流物の拾得の届出があったので、水難救護法（明治32年法律第95号）第25条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和5年10月26日

香取市長 伊藤友則

1 拾得物件及び形状寸法

F R P 製ボート	全長	約6.5 m
	幅	約1.4 m
	高さ	約0.7 m
	船体番号	なし

2 拾得年月日

令和5年10月25日

3 拾得場所

黒部川（阿玉川閘門付近）

4 その他

公告後6カ月が経過し、申出がない場合は、所有者がないものと認め処分します。

拾得状況



保管状況

